

犯罪被害者等の氏名等の情報を保護 するための刑事法の整備

犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備

背景・経緯

- 実務上、起訴状・逮捕状・勾留状等の書面には被害者の氏名等を記載するのが原則であるため、起訴状謄本の送達や逮捕状・勾留状の呈示等を通じて被告人・被疑者が被害者の氏名等を把握することが可能
 - 二次被害・再被害のおそれ、被害者から必要な協力が得られず起訴を断念
- 平成28年の「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」附則第9条第3項では、「起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置」が検討事項の一つ
 - ➡ 令和3年5月 法制審議会に諮問、同年9月 答申
 - ➡ 令和5年5月 刑事訴訟法等の一部を改正する法律成立

整備された措置の概要

【公布後9月以内施行】

保護の対象となる情報 【改正後の刑訴法201条の2、271条の2等】

- 以下の事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項）
 - ・ 性犯罪に係る事件
 - ・ 個人特定事項が被疑者・被告人に知られることで、被害者やその親族の身体・財産に害を加える行為がなされるなどのおそれがある事件
- 被害者以外の者で、個人特定事項が被疑者・被告人に知られることで、その者やその親族の身体・財産に害を加える行為がなされるなどのおそれがあるものの個人特定事項



捜査段階における措置 【改正後の刑訴法201条の2、207条の2等】

- 被疑者に対して個人特定事項の記載のない逮捕状又は勾留状の抄本等を呈示
- 勾留質問手続等において個人特定事項を明らかにしない方法で被疑事実を告知

公判段階における措置 【改正後の刑訴法271条の2、271条の3等】

- 被告人に対して個人特定事項の記載のない起訴状抄本等を送達
- 弁護人に対して個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状謄本を送達し、証拠書類等を開示（一定の場合には、弁護人にも個人特定事項を秘匿）

判決後の段階における措置 【改正後の刑訴法271条の6等】

- 被告人からの裁判書の謄本の交付請求等に対し、個人特定事項の記載のないものを交付

防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合について、裁判所が被告人等の請求により個人特定事項を被告人等に通知する仕組み等を規定
【改正後の刑訴法207条の3、271条の5等】